

盛岡広域振興局長告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）の定款の変更を認可した。

令和3年4月13日

盛岡広域振興局長 高橋達也